

施工者のみなさまへ

## 建築物の解体工事における危害防止対策の徹底について

富山県土木部建築住宅課

日頃より、本県の建築行政の推進に御協力頂きありがとうございます。さて、県では、令和6年3月1日（金）から3月7日（木）の間を「建築物防災週間」と位置付け、広く県民に対して防災・維持保全関係制度等の啓発に努め、もって建築物の防災対策の推進に取り組んでいるところです。（建築物防災週間は、毎年2回実施しています。）

つきましては、この機会にあたり、建築物の解体工事においては、以下の内容について再確認いただき、安全確保及び危害防止のための対策を徹底していただきますよう、お願いします。

### 記

- 1 建築基準法第90条に規定する工事現場の危害の防止のために必要な措置の徹底
- 2 別添「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて」及び「工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例」に留意ください。